

社会保険労務士事務所

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

# SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成 29 年 8 月号

## 朝が変わる！働き方が変わる！

### 「時差ビズ」の取組み

#### ◆「時差ビズ」とは？

「時差ビズ」とは、朝の通勤ラッシュを回避する働き方を、東京都が主導し、鉄道利用者および鉄道事業者双方で連携して進める取組みのことです。

旗振り役は東京都の小池百合子知事で、「朝が変われば、毎日が変わる」をキャッチフレーズに、「働き方改革」を促しています。

#### ◆鉄道利用者の取組例

現在、約 260 の企業および自治体が「時差ビズ」に賛同しており、具体的には「フレックスタイム」「勤務間インターバル」「テレワーク」「時短勤務」「サマータイム制」「シェアオフィス」等を導入・活用しています。

また、企業側にそのような制度がない場合でも、個人の取組みとして、朝型勤務や通勤ラッシュのピーク時を避けて出勤するという方法もあります。

#### ◆鉄道事業者の取組例

東京交通局をはじめ、JR や私鉄等 12 の鉄道会社が賛同し、混雑の見える化やオフピーク通勤利用者へのポイント付与、早朝の臨時電車の運行を行うなどしています。

#### ◆表彰制度も

この夏、多くの人に快適な通勤を体験してもらい、効果を実感してもらおうと、東京都はムーブメント「時差 Biz」を 7 月 11 日から 7 月 25 日まで実施しています。

また、表彰制度も始まり、ムーブメント終了後に、優れた取組みを実施した企業・団体に「時差 Biz 推進賞」が贈呈されることになっています。

#### ◆テレワーク・デイとの連携

このムーブメントは、7 月 24 日から始まる「テレワーク・デイ」と連携しています。

「テレワーク・デイ」とは、2017 年から 2020 年までの毎年、東京五輪開会式に相当する 7 月 24 日を「テレワーク・デイ」と位置付け、テレワーク一斉実施を呼び掛ける政府の取組みです。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府では、東京都や経済界と連携し、交通機関や道路が混雑する始業から 10 時半までの間、一斉テレワークを実施する企業・団体を募集しています。

全国どこからでも、様々な職種・様々な規模の企業・団体の皆様からの参加を募っています。

今後ますます活発化する「働き方改革」。自社で可能な取組みを考え、実施するための準備が求められそうです。

## 「平成 28 年度 テレワーク人口実態調査」から見えること

#### ◆国土交通省が公表

国土交通省が実施した「平成 28 年度 テレワーク人口実態調査」の結果が公表されました。

政府が「働き方改革」の一環としてテレワークの普及を推進する中、導入検討にあたっての参考となる内容です。

#### ◆テレワークの普及度合い

業種別に見ると、仕事の特性から「情報通信業」では雇用型 30%超、自営型 50%弱の普及度合いとなっていますが、他業種ではあまり大きな差がなく 10～20%台となっています。職種別で見ると、「研究開発・技術（ソフトウェア等）」のテレワーカーの割合が高い（35.8%）一方、雇用型においてテレワークが可能と思われる「事務・企画」のテレワーカー割合は低くなっています（11.7%）。

役職別で見ると、雇用型テレワーカーの割合が一番高いのは「部長クラス」の30.1%で、「一般社員クラス」は12.7%、一番低いのは「派遣・契約・嘱託」となっており、職位が高いほど割合が高くなっています。

#### ◆テレワーク制度の状況

勤務先にテレワーク制度等があると回答したのは、雇用者全体のうち14.2%でした。

「制度等あり」の場合のテレワーカー割合は54.6%、「制度等なし」では6.5%となっています

「制度等あり」の中身を業種別に見ると、「情報通信業」が多く、次いで、「金融・保険」「製造業」「建設業」「不動産業」となります。

#### ◆テレワーク制度等と実施効果

テレワークの実施効果について、雇用型で「全体的にプラス効果があった」とする回答割合は、「制度等あり」の71.7%に対し、「制度等なし」では33.1%です。勤務先に制度等があると、テレワークを実施した際のプラス効果が高まることわかります。

ただ、プラス効果として「業務効率が上がった」「自由に使える時間が増えた」という回答が4割超と多い一方、テレワーク実施のマイナス効果として、「仕事時間（残業時間）が増えた」という回答も46.5%と多く、テレワークに向く業務・向かない業務の区別が重要と思われれます。

また、マイナス効果として、職場に出勤している人への気兼ね、コミュニケーションの取りづらさを挙げた人も15%ほどおり、これらは制度等があっても実施しない理由としても挙げられています。

今後、ICT技術のさらなる伸展に伴い、事務・企画の職種に関してもテレワークの導入が進む可能性があります。一方で定型業務はアウトソーシング化やAIによる代替も広がりそうです。こうした大きな流れを読みながら、働き方の見直しを考えていく必要があるでしょう。

## 今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞  
[労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞  
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
[公共職業安定所]